

施設利用規約

1. 総則

第1条（名称・所在地）

本スタジオの名称は「スタジオ Light Hope」（以下「本施設」）と称します。本施設の所在地は以下のとおりとし、（栃木県小山市土塔222-15）スタジオの所在地はパンフレット、及びホームページ上に記載するものとします。

第2条（運営主体）

本施設は、ライトホープ（以下「当スタジオ」）が運営・管理の主体となります。本施設の運営・管理（入会資格の得喪、施設規約の制定改廃等の決定手続きを含みます）は、当スタジオが行うものとします。

第3条（目的）

本施設は会員が本施設を利用して、心身の健康の維持増進に寄与することを目的とします。

2. 会員

第4条（適用）

本施設利用規約は、当スタジオが管理運営する「本施設」の施設利用者（本スタジオの業務に従事する者を除き、本スタジオの施設内に入館・入室した全ての方をいいます）に対して適用されます。

第5条（入会・利用資格）

1. 本施設利用者は施設利用規則として本会則を定めます。本施設の会員は次の各号の全てに適合する方に限ります。

- (1) 本施設の趣旨に賛同し、施設利用規約、その他の会則を守れる方。
- (2) 健康状態に異常がなく、医師等により運動を禁じられていない方。
- (3) 利用に支障のない健康状態であると自ら申告し、自らの責任において利用される方。
- (4) 心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾病のない方。
- (5) 問診票の結果により、スタッフから医師の診断を求められた場合に応じること
- (5) 過去に当スタジオ、及び、他施設より除名等の通告を受けていない方。
- (6) 飲酒、薬物の摂取等により、正常な施設利用ができないおそれのない方。
- (7) 暴力団関係者でない方。
- (8) 外国人の方は永住者資格があり、日本語の利用説明が理解できる方。

2. 満16歳以上の方。20歳未満の場合は、保護者の方の同意、入会に際し保護者の方の同伴が必要となります。

3. 妊娠中の方はマタニティ対応レッスンのみの利用、医師の許可を伴う参加同意書の提出が必要となります。

4. お子様連れのレッスン受講については、産後ママヨガクラスなど対応レッスンのみでの利用となります。

<お子連れ可能レッスンへの参加条件>

- ・ お子様同伴でのレッスン参加は各月毎のスケジュールに定められた際のみ適応となります。
- ・ レッスン中のお子様の安全管理は保護者の方の責任下にて利用される方。
- ・ 他受講者の妨げとなる際には、レッスンを中断してお子さんのあやしを行って頂く事が条件となります。
- ・ お子様の体調不良、風邪、発熱、感染症のおそれなど他受講者への影響が懸念される際は受講をお控えください。

* マタニティ、産後ヨガ、子連れ、託児対応レッスンについては、別紙にて規約を提示させていただきます。

第6条（入会手続）

当スタジオへの入会は、本規約を承認の上、以下に定める手続を行うことが必要となります。

1. 本施設での会員登録を希望される方は申し込み手続を行い、当スタジオが定める利用料を支払うものとします。

2. 会員料金ご利用の際は会員登録として口座引き落とし書類をご提出の上、口座振替でのお申し込みが必要です。
3. 会員登録の際は2ヶ月分の月会費を現金にて前納、3ヶ月目以降より口座振替にてお支払い頂きます。
4. 会員登録でのご利用は、事務手続き上の理由により、入会日より3ヶ月の登録継続が必須となります。但し、キャンペーン適応などの場合は、別途、契約時に定められた期間の登録継続が必要となります。
5. ご登録時に適用したキャンペーン期間中に変更・解約などの申し出があった場合でも、キャンペーン内容の変更及び返金は承ることができません。
6. 入会金、事務手数料など、当スタジオが別に定める金額とし、入会時に領収します。領収した入会金は理由の如何に関わらず返還しないものとします。
7. 会員の契約期間は、月単位で当スタジオが別途定めた期間とし、所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。
8. 実際の施設利用の有無にかかわらず、会員資格喪失までの諸費用をお支払い頂きます。
8. 未成年者が本施設に入会する時には未成年者の入会に同意した親権者が本規約に基づく責任を本人と連帯して負う事とします。

第7条（チケット利用）

1. チケットご利用は、チケット回数券を購入して頂き、レッスン受講の都度、スタンプを押印する形態で行います。
2. チケット回数券の購入は、現金にてお支払い頂きます。
3. 本施設のチケットを第三者に譲渡、貸与、質権、その他の担保設定をすることはできないものとします。
4. 購入済みのチケットについては、以下に該当する場合でも、原則未使用分への払い戻しは返還いたしません。また、購入済みチケットの使用期限の延長は如何なる理由によっても適応出来ません。

（下記の場合、ご家族やご友人などに未使用分のチケットを譲与していただけます。）

(1) 本施設営業地域外への転居や転勤

(2) 病気、怪我などの身体的理由

5. チケットは使用期限内での利用となります。
6. 使用期限を超過したチケットは購入日より6か月内に限り、購入時に規約された差額支払い完了にてご利用頂けます。

第8条（会員証）

1. 会員は、本施設の入場の際に交付された会員証を提示していただきます。
2. 会員証は第三者に貸与、譲渡できません。
3. 会員は、退会時、または会員資格を喪失した際には、会員証の返納が義務付けられます。

第9条（変更届）

1. 会員は入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに当スタジオに届け出るものとします。
2. 会員への個別の通知及び連絡は、会員情報に基づき送付されるものとします。

第10条（契約内容の変更・解除）

1. 退会、コース変更など、会員登録利用での契約変更には、本人が希望する、変更、及び解約月の前々月末日までに（末日が定休日の場合は前営業日までに）当スタジオ店舗にご来店の上、指定の書面による手続きが必要となります。
例) 12月1日から退会希望の場合、10月31日までにお手続きください。
2. 電話、メール、口頭などでの対応は承れません。当施設内にて所定書面上でのお手続き、または書面郵送が必要となります。
3. 入会時に適用されたキャンペーンの種類によっては、契約変更が行えない期間があり、契約時の所定規約に従って、別途キャンペーン約款に準ずるものとします。
4. 未払いの会費等がある場合は完納を持って契約変更完了となります。
5. 月額会員は解約月の末日をもって解約するものとします。
6. 月額会員の方の解約月の会費は、解約が月の中途であってもこれを全額支払わなければなりません。
7. 解約後、会員に再登録いただく場合は、指定の書面による手続きと、再登録事務手数料2,160円(税別)、初月2ヶ月分の料金を併せた、現金支払いが必要となります。

第11条（休会）

1. 会員登録利用での休会手続きは、本人が希望する休会月の前々月の末日までに（末日が定休日の場合は前営業日までに）当スタジオにて指定の書面による手続きが必要となります。

例) 12月1日から休会希望の場合、10月31日までにお手続きください。

2. 休会月は手数料として1,000円（税別）をお支払いいただきます。
3. 休会期間は最大3カ月とし、休会期間経過後の口座振替の再開は自動的に行います。
4. 休会を適用する場合、1カ月以上の復会が必要となり、復会を経ずに解約のお手続きは致しかねます。
5. 休会の延長は受け付けておりません。
6. 入会時に適用されたキャンペーンの種類によっては、休会手続きが行えない期間があります。契約時の所定規約に従って、別途キャンペーン約款に準ずるものとします。

第12条（会費未納）

1. 会費の引落しが行えなかった場合、該当月内に現金でのお支払い、または指定口座へ振込みお手続きください。
2. 会費の引落しが行えなかった場合、該当月内での支払いがなく、且つ会費を1ヶ月以上未納した場合、当施設をご利用いただけません。現金、または銀行振り込みによる未納会員費のお支払いが確認できた後、ご利用再開となります。
3. 月額会費を3ヶ月滞納した場合、且つ、会員継続、支払いの意志が確認できない場合は強制的に引落契約終了となります。理由の如何に関わらず、未払いの会費を完納しない限り以降の受講は不可とします。

第13条（クーリングオフ）

入会申込書を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、受講者は書面により、契約の解除を行うことができます。その書面は発したときにその効力が生じるものとし、契約の解除が成立した場合、当スタジオはその契約解除に伴う損害賠償、違約金の支払いを請求いたしません。代金の受領を済ませている場合は、その全額をお返し致します。

第14条（会員資格の喪失）

会員が次の号いずれかに該当した場合には、その資格を喪失します。

1. 死亡したとき
2. 第4条に定める会員資格が欠けたとき
3. 第19条により除名されたとき
4. 当スタジオが本施設を閉鎖したとき

なお、会員資格の喪失時期は会員が該当したそのときとなります。

3. 施設利用

第15条（施設利用条件）

本施設を利用する際は、定められた施設利用規約、その他の規則を承諾したものとします。

1. 健康状態が良好な際、自己責任のもと無理のない範囲で受講ください。
2. 体調不良、レッスン中、体調に異常を感じた場合は速やかに中止してください。
3. 過去に大きな病気を経験されている方、投薬中の方は医師または薬剤師にご相談の上ご利用ください。
4. ケガ、病気、体調不良、精神疾患など、異変や変化が生じた場合、速やかに当スタジオに届け出るものとします。
5. 本施設利用にあたり、当スタジオからの案内、料金/会則などの変動、変更

第16条（施設利用方法）

1. レッスン開始時刻15分前からドアオープンとなります。レッスン開始5分前頃までにお越しください。
2. レッスン開始10分以降の遅刻は原則として認められません。
3. 駐車場については、指定された契約駐車スペースをご利用ください。
4. 担当インストラクター、またはレッスン内容は場合によって変更となる場合があります。

第17条（予約）

1. 施設利用の円滑化を図るため、当スタジオは完全予約制です。各レッスン定員制のため、予約なしでのご来店では、お断りする場合がございます。予めご了承ください。
2. ご予約は、インターネットを利用した予約システムから、24時間365日承れます。
(Line、メール、お電話でもご予約承り致しますが、優先的に保証される予約は予約システムでの受けとなります)
3. 月謝会員は一度に3レッスンまで予約が行えます。(4レッスン目以降のご予約はキャンセルされます)
4. チケットご利用の場合、予約時の回数制限や規制はありません。無制限でご予約いただけます。
5. ご予約規定を順守して頂けない場合、予約可能回数やレッスンご利用回数を制限させていただきます。
6. レッスン当日の1時間前以降の直前ご予約は、予約システムで予約状況、残り人数枠をご確認の上、レッスン開始時刻15分前までに行われてください。(予約枠の残数が表示されている場合、ご予約なしで直接のご来店も可能ですが確約はございません)

第18条（キャンセル）

1. ご予約をキャンセルは、予約されたレッスン開始時刻の1時間前までに予約システムより行われてください。
2. 予約システム以外でのキャンセル方法は、スタジオLine、メールにて、履歴が残るようにキャンセルの旨をご連絡ください。
(レッスン開始時刻の1時間前以降も予約システム側でキャンセルが行えます。)
2. 無断キャンセルが連続する場合、予約可能回数やレッスンご利用回数、また本施設の利用を制限させていただきます。
3. 連続した直前のキャンセルが続く場合も、予約可能回数やレッスンご利用回数を制限させていただきます。

第19条（除名・施設利用の禁止）

第4条にかかわらず、会員及び、本施設利用者が次の号いずれかに該当した場合、本施設を利用できません。この場合、会員、及び本施設利用者は除名とされ、その他名目の如何を問わず、損害賠償責任などの意義申し立てをすることができません。

1. 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき。
 2. 本規約、規則、その他スタジオの定めた事項に違反する行為があったとき。
 3. 本施設の名誉、信用を傷付けたり、他会員、当施設利用者との協調性を欠き運営の秩序を乱したとき。
 4. 本施設の設定などを故意に損壊したとき。
 5. 本施設内での営業・宣伝・勧誘活動や販売行為が認められたとき。
 6. 当施設利用に際して、不当且つ不合理な要求をなすなどにより当スタジオ、講師、従業員を著しく困惑せしめたとき。
 7. 第20条の禁止行為に違反したとき。
- (1) 上記の理由により除名された、会員、及び本施設利用者は当スタジオに損害賠償の請求をおこなうことができません。
- (2) 当スタジオは損害賠償等の責任を負うことなく、会員、及び本施設利用者との契約を解除することができます。
- (3) 除名通告を受けた会員、及び本施設利用者は、本施設の利用ならびに、本施設施設、及び、敷地内への立ち入りを禁じます。
- 各号に該当するか否かの判断にあたっては、当スタジオは理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、本施設利用者はこれに異議を述べないものとします。

第20条（禁止行為）

会員、及び本施設利用者は、本施設内で次の各号に該当する行為を禁じます。

1. 当スタジオ、及び従業員やインストラクター、講師の業務を妨げる行為。
2. 当スタジオ、及び従業員やインストラクター、講師に対する吹聴、誹謗、中傷による営業妨害。
3. 他人の施設利用を妨げる行為。(会員間での嫌がらせ、吹聴、誹謗、中傷、など)
4. 自己又は第三者の安全又は健康を害し、又は害するおそれのある行為。
5. 他人に迷惑を及ぼしたり、不快感を与える行為。(個人情報流出、ストーカー行為、つきまといなども含む)
6. 営利・非営利を問わず、団体加入の勧誘を含む勧誘行為。
7. 許可なく本施設においての物品販売及び広告宣伝等(営業行為や勧誘)の行為。
8. 許可なく本施設内での携帯電話などを含む、カメラ・録音録画機器での撮影・録音・録画。

9. 本施設内の内装又は設備を変更する行為。
10. 本施設内の設備品、及び、施設利用者の所持品の持ち出しや窃盗行為。
11. 他人に対する誹謗、中傷、暴力や施設設備への落書きなど、公共のマナー・道徳に反する行為。
12. 子連れ、または託児対応レッスン以外でのお子様連れの受講。
13. ペット・動物を持ち込むこと。
14. 当施設内での飲食、また喫煙。
15. 本施設の秩序又は風紀を乱す行為。
16. その他、本条各号に準じる行為。

第21条（損害賠償）

1. 当スタジオの施設利用に際して、本人または第三者に生じた人的・物的事故について、当スタジオは一切の損害賠償の責を負いません。会員が同伴したビジターについても同様とします。
2. 会員、及び当施設利用者が、本スタジオの施設利用に際して、当スタジオ、または、第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。会員が同伴したビジターについては、同伴した会員が該当ビジターと連帯して損害賠償の責に任じるものとします。

第22条（当スタジオの免責）

1. 自己の健康障害や体調管理、不注意などによつての怪我等が発生した場合、当スタジオ、および担当講師は、一切の責任を負いかねます。ご了承ください。
2. 会員、及び施設利用者は、本施設内において、自己及び自己の所有物（貴重品・私物等）を自らの責任下で管理するものとし、本施設内で発生した盗難、紛失、忘れ物、傷害、破損、その他の事故について、いかなる場合も自らの責任とし、本スタジオに対し一切の賠償を求めないものとします。
3. 当スタジオの駐車場において、盗難、紛失、忘れ物、傷害、破損、その他の事故について、いかなる場合も自らの責任とし、本スタジオは一切の介入、責任を負いかねます。

第23条（不介入）

本施設利用中に生じた施設利用者間のトラブルに関して、当スタジオは施設管理者として施設管理に必要な範囲でのみ介入するものとし、施設利用者間の任意交渉、仲裁、民事手続または刑事手続などにおいて、当スタジオは協力義務等何らの義務を負わないものとします。

4. 施設営業

第24条（営業時間）

本スタジオの定める営業時間とします。

第25条（休業日）

1. 当スタジオは、次の各号のいずれかに該当する場合、本施設を休業できるものとします。
 - (1) 各月ごとに定める定休・不定休日
 - (2) 年末年始の休業日
 - (3) 夏季休業日
 - (4) ゴールデンウィークなどの大型連休（年次休館日）
 - (5) 本施設の点検、保守又は改修をする場合
 - (6) 当社の主催するイベントなどで当社が必要とする場合
 - (7) その他、当スタジオが必要に応じ定める日

第26条（閉鎖又は利用制限）

1. 当スタジオは次の各号のいずれかに該当する場合、本施設の全部又は一部を閉鎖又は利用制限できるものとします。

- (1) 法令が制定、改廃されたとき、又は行政指導を受けたとき
- (2) 天災、地変その他不可抗力の事態が発生したとき
- (3) 著しい社会情勢の変化があるとき
- (4) 法令に基づく点検、改善及び必要な施設改修があるとき
- (5) 当社が必要と認めたととき、その他やむを得ない事由があるとき

2. 第1項の場合において施設を閉鎖するときは、当スタジオは損害賠償等の責任を負うことなく、会員、及び本施設利用者との契約を解除することができます。この場合、会員、及び本施設利用者はその他名目の如何を問わず、損害賠償責任などの意義申し立てをすることができません。

第27条（個人情報保護）

当スタジオは、保有する会員の個人情報を、当スタジオが別途定める個人情報保護方針に従い管理します。

第28条（運営管理）

本施設は次の各号に基づき、運営管理をおこないます。

1. 本施設の運営管理は当スタジオの責任においておこなわれます。
2. 当スタジオは本施設の利用など、運営管理に関する規則を定め且つこれを変更することができます。
3. 会員、及び当施設利用者は、本施設の運営管理について希望や意見を述べることはできますが、強く要求したり関与することはできません。

第29条（本利用規約の改訂・諸料金等の変更）

1. 当スタジオは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸料金を、社会情勢等の変動に基づいて変更することがあります。その場合当社は事前に施設内又は当スタジオホームページなどにより会員に対して告知するものとし、会員、及び当施設利用者はこれに異議を述べないものとします。

2. 会則等の全部又は一部を変更・改定又は廃止する場合、当施設内、又はホームページ等で30日の予告期間を置いて告示するものとし、予告期間内に退会の申し出がない限り、変更、改定、又は廃止の各事項が承認されたものとみなします。但し、業務の運営上又は経済情勢等の変動に応じ必要と判断した場合、会員種類・諸会費若しくは諸料金に関して、予告なくその全部又は一部を変更・改定又は廃止することができ、当施設内、またはホームページ等において告知されたときから効力を生じ、以後全員に適用されるものとします。

第30条（附則） 本規約は2019年1月1日より施行します。

2018年10月1日 制定 2018年11月30日 改定 2019年1月1日 施行